人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張
　内閣総理大臣安倍晋三は九月二日ロシア国へ出張のため出発した。
○経済産業大臣臨時代理
　国務大臣　山本　早苗
　（高市　早苗）
経済産業大臣世耕弘成海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する
　同　山本　早苗
　（高市　早苗）
内閣府特命担当大臣世耕弘成海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を命ずる
　（大臣官房審議官兼アジア大洋州局）外務事務官　滝崎　成樹
日韓大陸棚共同委員会委員たる日本政府代表を命ずる
日韓漁業共同委員会委員たる日本政府代表を命ずる
　（同）同　大菅　岳史
日韓大陸棚共同委員会委員たる日本政府代表を免ずる
日韓漁業共同委員会委員たる日本政府代表を免ずる（以上九月二日）

人事院

（農林水産省食料産業局知的財産課付）　河口　正紀
公務員研修所教務部政策研修分析官に転任させる（九月一日）

法務省

法制審議会委員に併任する
　次長検事　八木　宏幸
法制審議会委員に併任する
　検事長　青沼　隆之
法制審議会委員の併任を解除する（法務省大臣官房人事課企画調査官）法務事務官　鈴石　勝彦
検事総長秘書官に転任させる（以上九月五日）
　検事　奥田　務　河合　正弘
日本銀行参与に任命する（各通）（九月四日）

財務省

国土交通省

　齋藤　馨　黒瀬　敏文　野口　宣大
　住澤　整　冨安泰一郎　熊本　達哉
　栗原　秀忠　坂　勝浩　髙原　修司
　佐竹　健次　古川　陽　中田　裕人
　大澤　一夫　河野　俊郎　宇野　善昌
　英　直彦　町田　誠　甲斐　壽浩
　鎌原　宜史　眞鍋　純　石崎　和志
　淡野　博久　是澤　裕二　上田　康治
　荒川　真司　香川　芳幸　福永　実
　用水　千佳　大楠由美子　川畑　正幸
　筒井　大輔　森山　賢二　山口　徹雄
　山中　英明
平成二十九年不動産鑑定士試験短答式試験試験委員に任命する
任期は平成二十九年六月三十日までとする（各通）（九月五日）

皇室事項

行幸啓

　天皇皇后両陛下は、九月二日午後五時三十三分御出門、一般社団法人照明学会創立百周年記念祝賀会に御出席のため、東京ガーデンパレス（文京区）へ行幸啓、同六時五十二分還幸啓となった。

御弔電

　天皇陛下は、シンガポール国前大統領ＳＲナザン逝去につき、九月一日同国大統領閣下へ御弔電を発せられた。

官庁報告

労働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

　北陸信越地方交通審議会は、北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第２号）、北陸信越海上旅客運送業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第３号）、北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第５号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に北陸信越運輸局海事部船員労政課「郵便番号950―8537新潟県新潟市中央区美咲町一丁目２番１号」あて提出されたい。
１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について
２　適用する地域　北陸信越運輸局の管轄区域
３　適用する使用者
⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
①　平水区域を航行区域とする鋼船
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船
③　木船
⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
①　平水区域を航行区域とする船舶
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶
③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの
⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者
①　沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）
②　大中型まき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令第１項第４号に掲げる漁業をいう。）
平成28年９月７日
　北陸信越地方交通審議会会長　柳沢　吉保

最低賃金の改正決定に関する公示

　山形労働局最低賃金公示第１号
　最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、山形県最低賃金（昭和55年山形労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。
平成28年９月７日
　山形労働局長　相浦　亮司
第４号中「１時間696円」を「１時間717円」に改める。

公聴会

国指定屋我地鳥獣保護区屋我地特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について

　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第４項において準用する同法第28条第６項の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。
　傍聴希望者は、あらかじめ沖縄県那覇市樋川１―15―15那覇第一地方合同庁舎　那覇自然環境事務所（電話番号098―836―6400）へ御連絡ください。
　なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。
平成28年９月７日　環境大臣　山本　公一
記
１　日時　平成28年９月28日（水）14時00分から15時30分まで
２　場所　沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根232今帰仁村中央公民館
３　案件　国指定屋我地鳥獣保護区屋我地特別保護地区の指定について